

勤労者住宅資金貸付制度及び利子補助制度

この制度は、熊谷市内に住宅を新築・購入または増改築・補修しようとする勤労者に対し、市から取扱金融機関（中央労働金庫）に資金を預託し、**低金利**で住宅資金の貸付を行うものです。

さらに約定通り返済している借入者に対して**利子補助**を行います。

貸付の条件

金利を引き下げました

無 担 保	貸付金額	1,000万円以内
	貸付利率	固定金利制 年 <u>0.90%</u> (令和3年4月1日現在)
	貸付期間	10年以内 15年以内(変動金利制 2.715% R3年4月1日現在)
	返済方法	元利均等月賦償還(半年賦償還の併用もできます) * 繰上償還もできます。(手数料は不要です。)
	担保	不要です。
	保証	日本労働者信用基金協会の保証を利用します。 (保証料 0.73% 一括前払方式)

有 担 保	貸付金額	1,500万円以内
	貸付利率	変動金利制 年 <u>1.865%</u> (令和3年4月1日現在) (上限金利は、年 <u>5.0%</u> です。)
	貸付期間	35年以内
	返済方法	元利均等月賦償還(半年賦償還の併用もできます) * 繰上償還もできます。(手数料は不要です。)
	担保	貸付対象物件を担保とし、第1順位の抵当権を設定します。
	保証	日本労働者信用基金協会の保証を利用します。 (保証料 0.24% 月次後受方式)

生命保険掛金は、中央労働金庫で負担します。

利子補助の内容

市内在住者	年間支払利子の25%以内を5年間補助
市外から転入者	年間支払利子の50%以内を5年間補助

問合せ先：熊谷市産業振興部商工業振興課

524-1111(内線477)

取扱金融機関：中央労働金庫 熊谷支店 熊谷市本町 1-179-1

522-1896

”

2階 融資部門

522-2844

申込み資格

熊谷市内に居住、または居住しようとする勤労者（雇用契約関係にある労働者で、事業主は該当しません。）で次の条件のすべてに該当する方

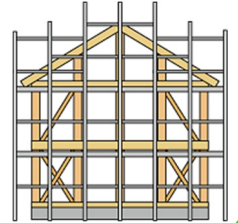
同一事業所に1年以上引続き勤務している方

年令20歳以上60歳以下の方

家族収入を含み、毎月返済しながら生活の維持が可能な方
（安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方）
（取扱金融機関で審査があります。）

市税を完納している方（市外から転入しようとする方については、納税証明書が必要です。）

申込書は原則として工事着工前までに提出してください。



資金の用途

申込者が市内に居住するための住宅の新築・増改築・補修（太陽光発電設備等エコ住宅化のための設備の設置を含む）・購入（土地付住宅中古住宅、マンション購入を含む）、宅地取得のための資金
住宅の新築や購入等については、建築基準法に適合するものであること

申込み受付

申込は金融機関で受付け、金融機関は仮審査の承認後、市役所商工業振興課へ申込書を提出します。

受付期間 令和3年4月1日から（年度の受付限度枠内）

受付場所 中央労働金庫

熊谷支店（平日9時～15時 定休日 土曜・日曜・祝日）

2階融資部門（平日9時～17時、土曜10時～17時 定休日 日曜・祝日）



貸付の決定

市から資格審査結果通知書を受けた申込者は、6ヶ月以内に必要書類を添えて、中央労働金庫熊谷支店にて本申込の手続きを行ってください。

* 6ヶ月以内に手続きをしない場合は、棄権とみなす場合があります。

利用するにあたっての注意事項

- * 熊谷市では資格審査を行い、中央労働金庫において貸付に対する審査を行います。
- * 具体的な返済方法等につきましては、あらかじめ中央労働金庫にご相談することもできます。
- * 勤労者本人が住むための土地・建物が対象です。
- * 投機を目的とするものには利用できません。
- * 既に建築中・購入してしまった場合、借り替えの利用はできません。
- * 家屋のリフォームについても貸付の対象になりますが家屋外の工事は対象となりません。
- * 申込書は、中央労働金庫熊谷支店、中央労働金庫2階融資部門または熊谷市役所商工業振興課にありますので、お問い合わせいただくか、市ホームページ（<http://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/service/juutaku/kinjyukasi.html>）又は熊谷市勤労者住宅資金で検索しダウンロードしてお使いください。